々が現代的・社会的課題などについて共に学習し，その成果を実践につなげていけるような機会を提供すること

（多様なコミュニティへの配慮）

○　さらに，いわゆる地縁組織などによるコミュニティだけではなく，地域外のＮＰＯ・企業・大学なども含めた様々な主体との関わりを深めていくことも重要である。これを通じて，多様なバックグラウンドを有する人々の協働が促進され，新たな価値の創造につながるものと考えられる。

Ⅳ　今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

（１）教育政策の意義

（教育の社会的効果）

○　教育は，個人の社会的自立の基礎を築き幸福を実現するもの（例：知識技能や社会性などの獲得を通じて失業リスクの軽減，所得向上，健康増進など）であると同時に，教育の成果が，教育を受けた本人のみならず広く社会全体に還元され社会の活力増進の原動力となること（例：社会全体の知的ストックの増大による経済活性化，所得分配の公平化による格差是正，社会の安定性確保，社会的課題の解決，税収の増大，公的支出の抑制，更なる知的活動の増進など）を踏まえれば，「未来への投資」であるとともに，社会参加を保障する「セーフティネット」として公的な性格を持つ営みである。

（教育政策の目的）

○　厳しい社会情勢の中，このような公的性格が一層増大していることを踏まえれば，教育を受ける者の私的な選択・負担や市場原理のみに委ねるのではなく，一定程度の公的な関与や費用負担によって，教育の社会的効果が最大限に発現されるようにすることが必要である。このための条件整備として「教育の機会均等」及び「教育水準の維持向上」を図ることが教育政策の最大の目的であり，この点はいつの時代にあってもその本質は変わるものではない。

○　ただし，その具体的内容は，社会の変化，時代の要請に応じて適切に変わるべきものであり，不断の見直しが求められる。特に現下のような変化の激しい状況においては，学習に対する需要も，社会及び個人双方において極めて多様であり，地域によってもその条件が異なるため，画一的な対応による解決は困難であると考えられ，現場重視の個別的な対応が求められる。この点に留意して，民間（家庭，地域，企業等）と行政，さらには行政のうち国と地方の役割分担をそれぞれ明確にしつつ，今後の教育のあるべき姿を共有した上で，相互に連携・協働しながら社会全体の教育力の向上を図る必要がある。

○　以上の点を踏まえ，第２期計画においては，「自立」「協働」「創造」の達成に向けた四つの基本的方向性を実現するために，教育の現状や各学習機会の特質にも留意しつつ，国として行うべき具体的方策を整理することとした。

（２）四つの基本的方向性を実現するための共通理念

四つの基本的方向性を実現するための共通理念として，以下の考え方をより一層深化させ，具体的方策を講じることが必要である。

①教育における多様性の尊重

○　多様な価値観・生き方が存在する成熟社会にあっては，履き違えた「個人主義」に陥ることのないよう，規範意識や公共の精神を前提としながら，多様な人々が相互に関わり合いながら社会に参画すること，そのためにも生涯にわたって個人の多様な能力・個性を最大限伸長させることが重要である。

このため，教育の機会均等や水準の維持向上などに当たって共通して対応すべき事項があることに留意しつつも，受ける教育や条件整備の手段等に選択の自由があるなど教育の在り方自体が画一でなく多様であること，さらには関連する制度が柔軟であり，かつ全体が調和していることが求められる。

○　例えば，価値観，性別，世代，国籍などの差違を超えて全ての人々が協働